

令和5年9月 教育委員会 定例会 会議録

1 日時

開 会 令和5年9月28日(木) 16時00分
閉 会 令和5年9月28日(木) 16時30分

2 場 所

市役所第2庁舎 第1会議室

3 出席した教育長及び委員の氏名

教育長	影 山 吉 則
委 員	早 瀬 芳 宏
委 員	岩 本 秀 一
委 員	大 西 稚 子

4 欠席した委員の氏名

委 員 平 田 賢 弘

5 会議に出席した職員の職氏名

教育部長	櫻 井 貴 志
学校教育課長	今 藤 康 之
指導室参事	本 所 章 宏
生涯学習課長	上 山 昭 二
図書館長	阿 部 博

6 会議録作成のため指名された職員の職氏名

学校教育課企画総務係長 渡 邊 純 一

7 会議録署名

教育長	影 山 吉 則
委 員	大 西 稚 子

開 会 （16時00分）

◎影山教育長

ただいまから、令和5年9月伊達市教育委員会・定例会を開会いたします。

平田委員から欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

本定例会の会議録署名委員は、大西委員を指名いたします。

本日の議事日程は、お配りしたとおりですが、追加が1案件ありまして、議案第1号から報告第1号までの3案件となります。

お手元に配付した議事日程のとおり進め、その後、各課からの事業報告を受けてまいります。

なお、議案第1号、議案第2号につきましては、人事などに関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開として進めるとともに、議案第2号については関係部課長以外にも退出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議案第1号の非公開案件は、原案のとおり承認される。

議案第2号の非公開案件は、原案のとおり承認される。

◎影山教育長

それでは、報告第1号について、生涯学習課長から説明いたします。

◎上山生涯学習課長

報告第1号「臨時代理の報告について（だて歴史の杜カルチャーセンター条例の一部を改正する条例）」についてご説明いたします。資料は、議案書7ページをお開きください。

本来であれば令和5年第3回市議会定例会に上程する前の教育委員会定例会に諮るべきところでしたが、順番が逆になり申し訳ございませんでした。

今回改正する内容についてですが、だて歴史の杜カルチャーセンターを管理する指定管理者が使用料等を指定管理者の収入として収受できるように改正する内容となっております。

説明は以上です。

◎影山教育長

報告第1号について、質疑はございませんか。

◎早瀬委員

今、指定管理の最中かと思いますが、途中から適用になるのでしょうか。

◎上山生涯学習課長

今の指定管理期間については、令和5年度までとなっておりますので、次の指定管理期間の令和6年度からの使用料制の導入を検討しております。

◎早瀬委員

この使用料が指定管理者に入るという事は、指定管理料から少し下げることでしょうか。また、減免については、今度から指定管理者が行う事になるのでしょうか。

◎上山生涯学習課長

その通りですが、どうしても難しい案件はあるかと思っておりますので、その辺は教育委員会

と相談しながら進めて行ければと思います。

◎早瀬委員

指定管理者が減免等、権限の一部を持つことになりますが、カルチャーセンターは文化の中心ですから、文化をやる人たちが使いにくくなったり、離れてしまわないようにしていただきたいと思います。

◎影山教育長

指定管理者にインセンティブを与えて収入を上げるということも大事ですが、そもそもカルチャーセンターは商業ベースの建物ではないということを指定管理者に言っていかなければいけなくて、文化芸術を通じて市民の豊かな生活を作っていく拠点であるということと、それに伴う管理の指針を出せるようにしていきたいと思います。

◎岩本委員

今回の改正案の中で、市長の承認を得て定めた基準により利用料金を減額するという記載がありますが、基準内なら勝手にやっても読み取れますので、相談の上と記載するなどして、対応するのがいいのかなと思います。

◎上山生涯学習課長

運用時には、相談の上、対応をいたします。

◎影山教育長

他に、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎影山教育長

報告第1号については、報告として受理することとします。

次に、各課から事業報告があります。

〔各課から事業報告を行った。〕

◎影山教育長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年9月伊達市教育委員会・定例会を閉会いたします。

閉 会 （16時30分）